

令和 6 年度
火の山屋内展望施設等新築設計業務

基本設計書 (抜粋)

設計 隈研吾建築都市設計事務所

第 1 章 施設について

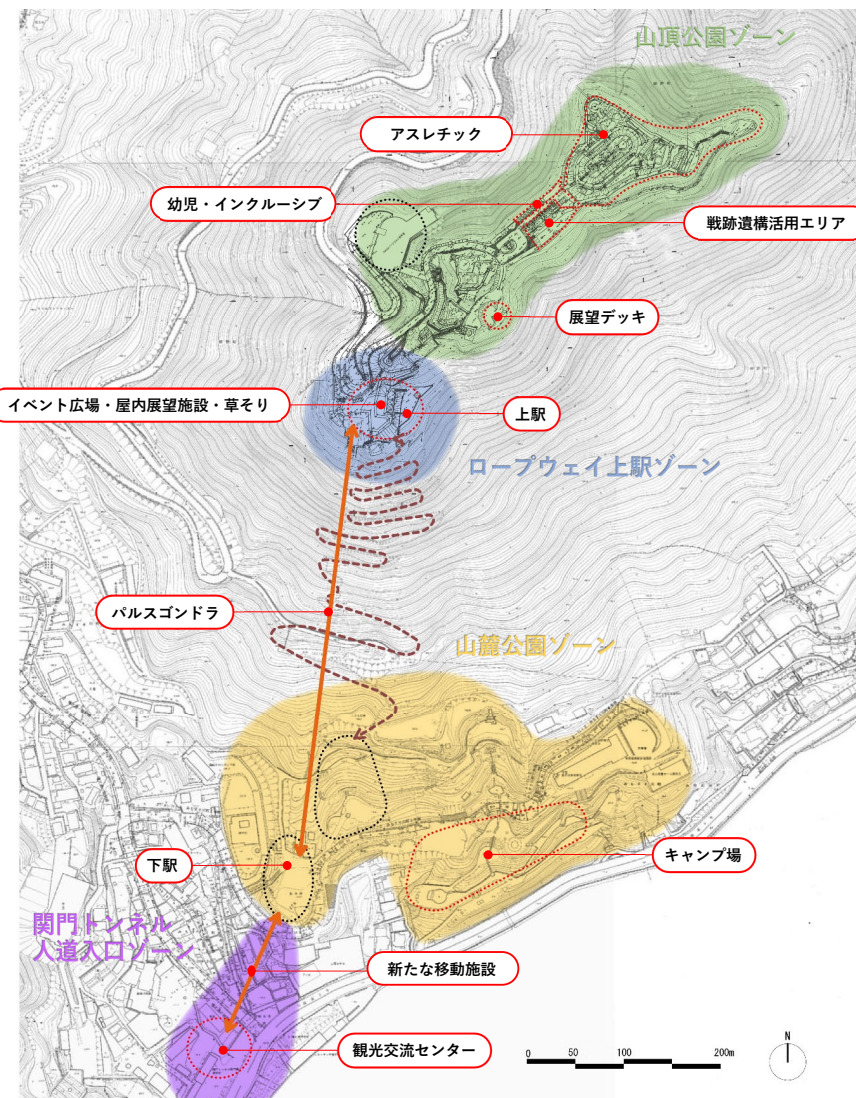
1-1 背景

■火の山地区の概要

「火の山地区」は、下関市街地の東側に位置し、ＪＲ下関駅から約 4.5km、市役所から約 2.5km と市街地に近接する距離にあります。地区名である火の山の標高は 268.2m であり、古くは狼煙台が山頂付近に設置されていたことから「火の山」の名称がつけられたと言われています。火の山地区の一部を含む一帯は昭和 23 年に「都市計画公園」決定、昭和 31 年に「瀬戸内海国立公園（関門海峡地域：第 2 種特別地域）」指定、昭和 33 年「火の山ロープウェイ」開業、昭和 47 年「火の山パークウェイ」開通、昭和 48 年「火の山展望台」開業など、観光施設整備が進み、市内外から多くの利用で賑わいを見せていました。

■火の山地区の現状

近年では、施設の老朽化などが進み、観光客が減少したことから、ロープウェイは一時運休となり、平成 2 8 年には展望台が閉鎖され、翌年に展望台は解体されました。しかし、火の山地区には豊かな自然景観や歴史遺産、関門橋・関門トンネル人道など唯一無二の観光資源を有しており、ロープウェイは期間限定で営業再開を果たしています。市民の多くは火の山地区を訪れた経験があり、児童の課外学習にも活用されるなど、市民にも親しまれています。



■整備目的

火の山地区は関門トンネル人道や火の山公園があり、昭和 3 3 年に火の山ロープウェイ、昭和 4 8 年には展望台が開業し、展望台の利用者が約 1 0 0 万人となる観光地でした。今回の整備により火の山地区に来訪したくなるような施設整備や回遊性向上策などを行うことで、賑わいの創出を図ることを目的としています。



火の山地区が持つ豊富な資源を生かした新たな魅力づくりと一年を通して訪れる誘客対策



市内の主要観光地の回遊性向上や滞在消費額の拡大へ全市的かつ広域的な観光戦略の構築



唐戸周辺から火の山地区へ誘客を図るため本市になかった新たな魅力づくり



国道 9 号から唐戸方面への徒歩・公共交通でのアクセス改善

■施設の位置付け

本施設は、火の山再編整備計画「火の山プロジェクト」の一環として屋内展望施設及び移動施設駅舎、山麓駐車場の整備を行います。



■基本理念

・眺望を活かした上質なくつろぎ空間の形成

火の山公園は、空と海、関門景観など多様な眺望を楽しむことができる緑豊かな自然公園でもあります。
このような環境を十分堪能しながら、上質な時間を過ごすことができる空間を来訪者に提供します。

・ストレスの少ない明快な利用動線の形成

新たに整備する移動施設であるパルスゴンドラへの利用を促進し、各施設への回遊性を向上させるため、ストレスの少ない明快な利用動線を形成します。

・夜間景観の形成

来訪者が夜間も安心して利用できるよう照明を用いて安全性に配慮し、また、豊かな夜景体験の提供や周辺環境への配慮についても十分検討し、整備場所の特性に応じた夜間景観の形成を図ります。

■施設整備方針

1. 火の山の特性や関連計画を踏まえたデザインについて

本整備は「火の山地区観光施設再編整備デザインマスタープラン」(以下、「デザインマスタープラン」という。)及び「火の山地区観光施設再編整備ブランドコンセプト」に沿ってリニューアルを進めることとしており、デザインの検討にあたっては以下の点に留意しながら設計を行ってください。

①全体

- ・火の山公園内で整備を進めている展望デッキ、アスレチック施設、山麓キャンプ場施設など火の山関連施設とのデザインの調和を図ることを基本とし、構造計画、仕上材料、色彩計画、照明計画、外構計画などについて、デザインマスタープランで定めるデザインコードを遵守してください。
- ・新しい火の山の魅力を作り出し、下関の新スポットとして外部に発信できるデザイン（SNS など写真によるコミュニケーションが発生しやすいデザイン）としてください。
- ・屋内展望施設、駅舎（上駅・下駅）、山麓駐車場について、火の山のブランド力の向上に資するよう内外装とも統一感のあるデザインとしてください。

② 屋内展望施設

- ・火の山公園の拠点施設として、来訪者にとって心地良い空間とし、かつ、質の高い洗練されたデザインとすることで、火の山の魅力を最大限発信できるものとしてください。
- ・三方に開かれた海への眺望を最大限堪能でき、かつ、芝生広場の形状との調和が十分確保できるよう、開放的で建物全体が緩い弧を描くようなものとしてください。
- ・稜線に調和した屋根形状としてください。
- ・豊かな夜景体験を提供できるデザインとすること。また、遠方から見た際、建物自身が光源になるようにしてください。

③ 上駅及び下駅

- ・移動施設に乘る期待感が高まるようなデザインとしてください。
- ・プラットフォーム（乗降場）は移動施設整備事業に含むため除くが、プラットフォームと接続してください。

④ 山麓駐車場

- ・周辺環境に十分配慮した配置及び計画としてください。
- ・余剰敷地にも快適に過ごすことができるようなしつらえを設けてください。

⑤ 外構・施設周辺・補修緑化等

- ・余剰敷地にも快適に過ごすことができるようなしつらえを設けてください。

2. 各施設の機能を円滑に利用できる施設配置及び計画について

- ・各施設間のアクセス性及び広場、園路、大型バス転回広場等とのアクセス性を十分考慮してください。
- ・山口県福祉のまちづくり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を満たし、バリアフリーに十分配慮したものとしてください。
- ・夜間利用において、安全性や夜間の視認性にも配慮したものとしてください。

3. 維持管理の容易さやライフサイクルコストの縮減への配慮について

- ・地形、標高、土質、風速、天候等、火の山の厳しい自然環境を考慮した構造・材料を選定してください。特に、天候については、① もやがかかり高湿度となる時間が長い、② 海からの影響を受ける、③ 山独特の吹上げ方向の風が吹く等の立地条件を鑑み、耐久性や耐候性に十分配慮した部材を使用してください。腐食、腐朽又は摩損のおそれがある部分、取換えが困難な部分や隠蔽部分には、この点を考慮し、材料を選定してください。
- ・土質については、基盤地質の堆積岩の亀裂が多いため、掘削面の緩み、肌落ち等について考慮した施工方法を選定してください。また、極力造成を発生させない計画としてください。
- ・施工者が限定される特殊な工法を極力採用しないでください。
- ・維持管理が容易な計画としてください。
- ・ライフサイクルコストの低減に配慮した材料、機器を選定してください。
- ・建物の長寿命化、維持管理費の軽減に配慮した計画してください。

海・山・まちに開き 人が集まる やわらかな 展望施設

■新しい火の山のシンボルとなる「ふくふく展望台」

周囲のなだらかな稜線になじむ、**やわらかな曲線状の形状**とし、環境と調和する計画とします。

クジラやフグをイメージした優しい曲線状の屋根と軒下空間は、来訪者を親しみをこめて迎え入れます。

周囲に広がるパノラマ状の景色を楽しむ展望施設であるとともに、かつて、狼煙を上げることで、人々に情報を伝える役割を担っていた火の山の歴史を継承し、山麓や対岸の門司からも、**シンボリックな印象**を与えるような計画とします。

■周辺とつながり、連携して賑わいをうむ施設計画

六連島・彦島・関門橋・めかり公園の**三方に広がる眺望**を楽しめるように展望室の開口部は**円弧状に連続したガラス面**とします。そのゆるやかな曲線が地形に沿って外部へとつながり、アプローチ動線となったり、段に腰かけてくつろぐことができる「だんだんテラス」などの、**憩いの場**を計画します。芝生広場でのイベントを「だんだんテラス」に座って楽しむ等、周囲と連携して賑わいをうむ場所とします。

トイレや倉庫、カフェ厨房などの諸室は山頂側に機能的に配置して、カフェ客席や展望室から、最大限に周辺環境を楽しめるように計画します。

展望室は、来訪者がゆったりと快適に滞在し、かつ、様々な催しものに対応できるように、**フレキシブルに使える大きいワンルーム**とします。

■火の山エリア全体の新しい玄関口となる山麓駅舎

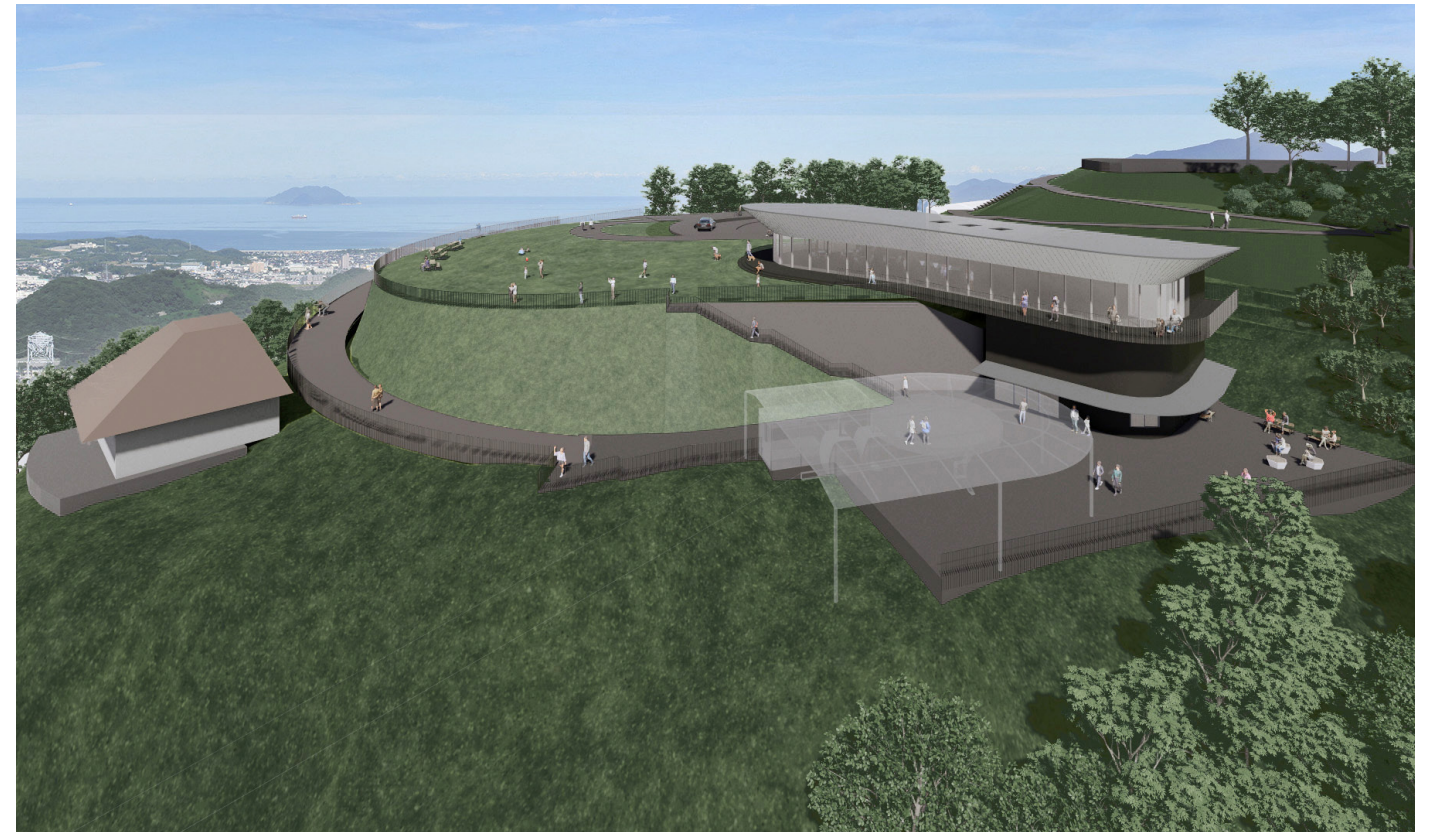
移動施設の待合スペースを、ゴンドラ乗降場、バスロータリー、立体駐車場やスロープカー乗降予定場所の**3方に開かれた大きな軒下空間**とすることで、一時的な混雑時にも狭さを感じさせない駅舎とします。

ゴンドラ利用者のスムーズで分かりやすい乗降に配慮した動線・配置計画とします。下駅は、上駅展望施設と同様の外装材をとしつつ、上駅展望施設の曲線状でやわらかなデザインに対して、**シャープでさわやかな印象のデザイン**とします。山頂・山麓で、つながりを感じつつ、対照的でそれぞれ個性があるデザインとします。

■ユニバーサルデザインに配慮した施設計画

動線上の段差を減らし**バリアフリーなアクセス**を計画します。床や外構仕上げは**滑りにくさ**に配慮します。**様々な年代の訪問者にも歩きやすい計画**とします。

電気室は利用者アクセスのない2階に設置します。室外機は海からの吹上の風が直接あたらない建物後方で、カフェ厨房や外部倉庫の出入口周辺にまとめて配置します。**維持管理**がしやすくライフサイクルコストの縮減に配慮した設備計画とします。



上駅全体俯瞰図



下駅・立体駐車場全体俯瞰図

敷地概要

	屋内展望施設・上駅	下駅	山麓駐車場
住所	下関市みもすそ川町 ほか	下関市みもすそ川町 ほか	下関市みもすそ川町 ほか
敷地面積	366,916.12㎡	下駅・立体駐車場：18,863㎡	下駅・立体駐車場：18,863㎡
区域区分	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
接道	建築基準法第42条第1項第1号 による道路	建築基準法第42条第1項第1号 による道路	建築基準法第42条第1項第1号 による道路
建ぺい率	70%	40%	40%
容積率	200%	200%	200%
防火・準防火地域等	建築基準法第22条に該当する区域	建築基準法第22条に該当する区域	建築基準法第22条に該当する区域
都市計画	都市計画公園（火の山公園）	都市計画公園（火の山公園）	都市計画公園（火の山公園）
風致地区	—	壇之浦風致地区	壇之浦風致地区
宅地造成工事 規制区域	規制あり	規制あり	規制あり
関門景観形成地区	火の山地区	火の山地区	火の山地区
その他の地域地区	瀬戸内海国立公園（関門海峡地域：第2種特別地域） 鳥獣保護区（保護地区）	鳥獣保護区（保護地区）	鳥獣保護区（保護地区）
文化財調査	山頂全域について「中世城郭」 「砲台跡地」としての文化財保護 法上の規制が発生する地域	山麓全域で歴史遺構があるため、 事前の確認調査が必要な地域	
想定地盤高	展望施設：標高230.10m ゴンドラプラットフォーム：標高222.84m	標高48.00m	標高48.00m
地区計画	該当なし	該当なし	該当なし
日影規制	該当なし	該当なし	該当なし

建築概要

	屋内展望施設・上駅	下駅	山麓駐車場
工事種別	増築	増築	増築
用途	カフェ、事務所(特殊建築物)	事務所	自動車車庫(特殊建築物)
現況建築面積	513.92㎡	346.06㎡	1021.94㎡
現況延べ面積	1階：128.18㎡ 2階：128.22㎡ 3階：453.73㎡ 計：710.13㎡	295.34㎡	1階：1021.94㎡ 2階：1021.94㎡ 3階：1021.94㎡ 4階：1021.94㎡ 計4087.76㎡
構造	RC造一部鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造
構造形式	ラーメン構造	ラーメン構造	ラーメン構造
基礎	鋼管杭・ベタ基礎	ベタ基礎	鋼管杭
耐火建築物等	耐火建築物	—	耐火建築物

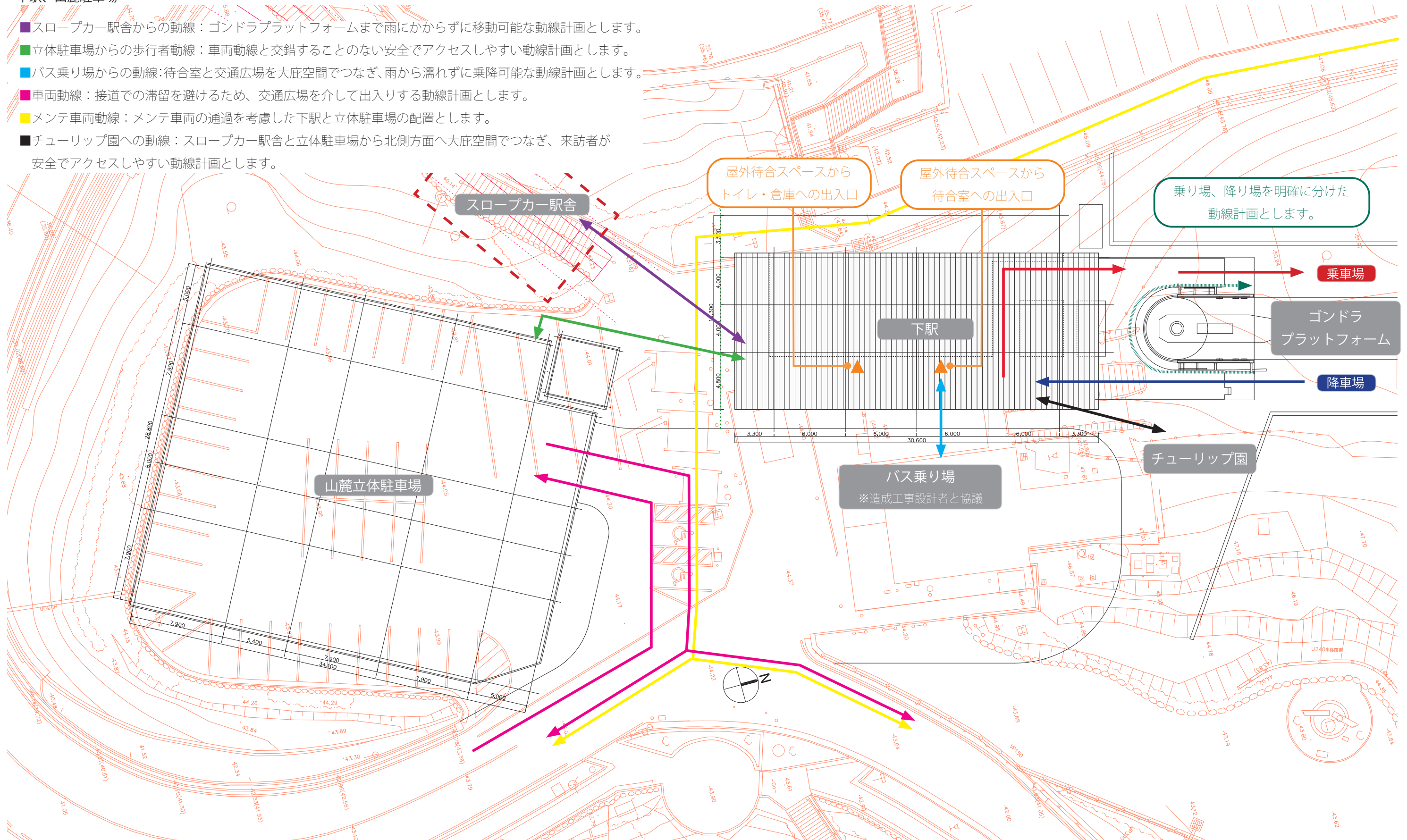
計画地



■配置計画

・下駅、山麓駐車場

- スロープカー駅舎からの動線：ゴンドラプラットフォームまで雨にかからずに移動可能な動線計画とします。
- 立体駐車場からの歩行者動線：車両動線と交錯することのない安全でアクセスしやすい動線計画とします。
- バス乗り場からの動線：待合室と交通広場を大庇空間でつなぎ、雨から濡れずに乗降可能な動線計画とします。
- 車両動線：接道での滞留を避けるため、交通広場を介して出入りする動線計画とします。
- メンテ車両動線：メンテ車両の通過を考慮した下駅と立体駐車場の配置とします。
- チューリップ園への動線：スロープカー駅舎と立体駐車場から北側方面へ大庇空間でつなぎ、来訪者が安全でアクセスしやすい動線計画とします。



■法規及び条例

No.	内容	条項	対象建築物	本計画の適用値	対応	事前相談先	備考
1	敷地	令1条1号 都市計画法 都市公園法第2章4条1項	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	建築基準法上は敷地において1つの建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある1団の土地において、具体的な用途や使い方によりますが、通常、公園内の上下駅舎、立体駐車場などの施設は公園内の用途上不可分の関係にある施設と考える。	適用	下関建築指導課	
2_1	建築物	法2条1号	屋内展望施設上駅	地上三階建て 用途：飲食店・事務所（特殊建築物）	適用	下関建築指導課	
2_2	建築物	法2条1号	下駅	地上一階建て 用途：事務所	適用		
2_3	建築物	法2条1号	立体駐車場	地上三階建て 用途：自動車車庫（特殊建築物）	適用	下関建築指導課	
3	建築物	法2条1号	屋内展望施設上駅 下駅	パルスゴンドラは鉄道や軌道の線路敷地内の運転保安施設、プラットフォームの上屋等より、建築物に該当しない	ラチ内（改札口を境界としたプラットホーム側の駅構内の部分）：適用 ラチ外（ラチ内以外の部分）：建築物	下関建築指導課	
4	道路	法42条	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	屋内展望施設上駅：山麓山頂側含めた公園一敷地 下駅・立体駐車場：山麓敷地については、道路側溝を道路境界とし、山側は適当な個所で図面上境界を設定。	屋内展望施設上駅：適用 下駅・立体駐車場：図面にて確認済み（18863㎡）	下関建築指導課 公共建築課	測量不可のため、図面上のCAD求積で可
5	道路	法42条	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	屋内展望施設上駅：1項1号道路（幅員6m）接道8m 下駅・立体駐車場：1項1号道路（幅員10.5m）接道275m	屋内展望施設上駅：適用 下駅・立体駐車場：道路台帳より適用	下関建築指導課 道路河川管理課	屋内展望施設上駅：下建公委第6-4号敷地図に倣う、下駅・立体駐車場：接道長は十分よりCAD数値
6	建蔽率・容積率	法52条	屋内展望施設上駅 下駅	屋内展望施設上駅：特定行政庁として定めた、建70%・容200% 下駅：風致地区条例による数値、建40%・容200%	適用内に対応	下関建築指導課	
7	高さ制限	法56条 山口県建築基準法施行細則第25	屋内展望施設上駅 下駅	道路斜線適用距離：20m 道路斜線適用勾配：1.5 隣地斜線適用距離：31m 隣地斜線適用勾配：2.5	適用内に対応	下関建築指導課	
8	日影規制	法56条の2 山口県建築基準条例第21の2	屋内展望施設上駅 下駅	地方公共団体の条例で指定する区域より、住居系用途地域でそれ以外は日影規制の対象外	指定なし地域より対象外	下関建築指導課	
9	延焼のおそれのある部分	法2条の6	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	屋内展望施設・下駅（ラチ外）・立体駐車場：隣地境界線、道路中心線は1階3m、2階以上5m警戒 上駅・下駅（ラチ内）：建築物ではないため対象外	適用内に対応	下関建築指導課	
10	耐火建築物	法27条	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	屋内展望施設上駅：耐火建築物 下駅：耐火要求なし 立体駐車場：耐火建築物	適用	下関建築指導課	
11	22条地域内の制限	法22条,23条	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	法22条地域内の屋根：屋根は不燃等の性能を有するものとする 法23条外壁の制限：適用なし	適用	下関建築指導課	
12	防火区画	令112	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	屋内展望施設上駅：面積区画適用なし・竪穴区画適用・異種用途区画適用なし 下駅：面積区画適用なし・竪穴区画適用なし・異種用途区画適用なし 立体駐車場：面積区画適用・竪穴区画適用なし・異種用途区画適用なし	適用内に対応	下関建築指導課	
13	防火上主要な間仕切り壁	令114	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	適用なし		下関建築指導課	
14	廊下の幅	法35条、令119,123の2	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	両側に居室がある場合：1.6m その他の廊下：1.2m	両側居室ないため1.2m以上	下関建築指導課	
15	歩行距離	法35条,令120,121の2	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	屋内展望施設上駅：耐火構造＋準不燃仕上げ40m（避難階80m） 下駅：耐火無し40m 立体駐車場：耐火構造＋準不燃仕上げ60m（避難階120m）	適用	下関建築指導課	、
16	階段	令23~27	屋内展望施設上駅 立体駐車場	幅120以上、蹴上20以下、文面24以上、踊り場4m以内ごと(幅120以上)	適用	下関建築指導課	
17	手すりの設置	－	屋内展望施設上駅 立体駐車場	手すりの突出した部分は、10cmを限度にないものとして階段はばを算定	適用	下関建築指導課	
18	2以上の直通階段の設置	法35条、令121,121の2,123の2	屋内展望施設上駅	3階耐火居室200㎡以上で必要となるが、3階が避難階、2階が避難階直上で耐火400㎡以下であり、不要	適用	下関建築指導課	
19	非常用出入口	令126の6,126の7	屋内展望施設上駅	3階建以上、非常用の進入口を設ける	3層目周囲地盤から容易に進入できる場合、不要とする。 ただし、消防署へ支障ないものか別途協議。	下関建築指導課	3階が避難階であり十分に開放されているため協議、消防確認済み
20	特殊建築物の内装	令128の3の2,128の4,128の5	屋内展望施設上駅	階数が3以上で500㎡を超え、火気使用室、無窓居室がある場合内装制限を受ける	適用	下関建築指導課	
21	敷地内通路	法35条,令127~128の2	屋内展望施設上駅	道、公園、広場、その他空地へ通ずる通路へ1.5m以上の通路幅員	1階、3階が条件を満たすため避難階とする	下関建築指導課	

■法規及び条例

No.	内容	条項	対象建築物	本計画の適用値	対応	事前相談先	備考
22	無窓居室	法28条の1,2	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	採光・換気有効面積：居室の床面積1/20以上	適用	下関建築指導課	別途、換気設備として自然換気設備、機械換気設備必要
23	排煙設備	令126の2,126の3	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	屋内展望施設上駅：設置、階段昇降機は縦穴区画形成により不要 下駅：不要 立体駐車場：500㎡超、階数3以上の建築物より設置	適用	下関建築指導課	
24	非常用照明	法35条,令126の4	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	特殊建築物、3階以上のべ面積500㎡超の建築物、無窓居室、延べ面積1000㎡超の建築物に該当する①居室、②地上に通ずる避難経路、その他①②に類する部分	適用	下関建築指導課	
25	昇降機	令129の3～13の3	屋内展望施設上駅	縦穴区画を要する	適用	下関建築指導課	
26	工作物	令138 都市計画法	屋内展望施設上駅	公園施設に該当のため確認申請不要		下関建築指導課	
27	建築面積	令2条1項2号	屋内展望施設上駅 下駅	上駅：展望デッキ（バルコニー）上部にある1m以上の庇より、水平距離1m後退した線で囲まれた部分の水平投影面積とする。 下駅：待合スペース（大庇下外部空間）上部にある1m以上の庇より、水平距離1m後退した線で囲まれた部分の水平投影面積とする。	適用	下関建築指導課	
28	床面積	令2条1項3号	屋内展望施設上駅 下駅	上駅：展望デッキ（バルコニー）上部にある2m以上の庇より、外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井高さの1/2以上である廊下で幅2mまでの部分は床面積に参入しない。 下駅：待合スペース（大庇下外部空間）上部にある2m以上の庇より、外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井高さの1/2以上である廊下で幅2mまでの部分は床面積に参入しない。	適用 ※庇下部に用途が発生する場合は、その部分を床面積に計上	下関建築指導課	
29	上下水	水道法 下水道法	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	屋内展望施設上駅：上水＝山頂に水槽あり、下水＝浄化槽 下駅：上水＝水道あり、下水＝下水道あり 立体駐車場：上水＝水道あり、下水＝下水道あり		下水道局	
30	開発行為	都市計画法第29	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	適用なし(公園施設のため)		下関建築指導課	
31	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	適用なし(公園施設のため)		下関建築指導課	
32	風致地区条例		屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第2項の規定により、許可を受けることを要しない行為として取扱い		公園緑地課	
33	都市公園法 下関都市公園条例		屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	公園施設の設置基準として、建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。	下関情報マップで囲われている火の山公園の面積は122.53haであり、建築面積は2.45haは建設可能であり問題ない範囲	公園緑地課	
34	自然公園法 国立公園管理計画		屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	適用なし(火の山展望台については過年度より下関市と協議してきており、展望台施設は下記の自然公園法施行規則第12条の許可又は届出を要しない)		環境省 広島事務所	
35	駐車場法 設置届出	第12条	立体駐車場	市街化調整区域でも路外駐車場を設置した際は届出を提出	適用	下関市都市整備部都市計画課	
36	駐車場法 建築物における駐車施設の附置及び管理	第20条	駐車場	市街化調整区域より、駐車場法としての設置義務はなし	適用	下関建築指導課	
37	福祉のまちづくり条例		屋内展望施設上駅	市長名義であるため、届出の義務はないが、適合証を発行するため届出が必要。	適合証を発行するため適用	下関建築指導課	
38	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第29条7項	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	適用なし(火の山は鳥獣保護区にあるが、特別保護区には該当しないため特別建築物の新築、増築においての許可は不要。)		下関農林事務所	
39	関門景観計画及び景観法に基づく届出		屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	上駅：届出必要 下駅：下駅も擁壁3m以上になる場合、届出必要。 立体駐車場：届出必要	工事着手前	下関市都市整備部都市計画課	計画通知と合わせる
40	バリアフリー法		屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	適用なし(適合義務はなく努力義務である。特例等もない。)		下関建築指導課	
41	計画通知	法6条 法18条2項	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	上駅・下駅・立体駐車場ともに、先般の下建公委第6-2号「火の山公園山頂トイレ新築建築主体工事」と同様の体裁として増築計画として、敷地は公園部分を指し、増築部分を含む公園内の建築面積の総計を示し、計画部分の配置		下関建築指導課	

■法規及び条例

No.	内容	条項	対象建築物	本計画の適用値	対応	事前相談先	備考
1	防火対象物	消防法施行令別表1	屋内展望施設上駅	16のイ 複合用途防火対象物に該当 （3項口と15項の複合用途）		中央消防署 村岡	
2	防火対象物	消防法施行令別表1	下駅	15項 事務所に該当		〃	
3	防火対象物	消防法施行令別表1	立体駐車場	13のイ 自動車倉庫、駐車場に該当		〃	
4	消防用設備	図表2	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	消火器の設置について 上駅：飲食店部分（3項口）は業務用ガスコンロなどがある場合のみ必要。それ以外の部分（15項）は300㎡以上のため必要。 下駅：延べ面積300㎡以上のため必要。 立体駐車場：消火器、水噴霧消火設備等が必要。	すべて無窓階に該当しない整理	〃	
5	自動火災報知器	—	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	上駅：複合用途防火対象物300平米以上必要 下駅：複合用途防火対象物300平米みたない不要 立体駐車場：500平米以上のため必要	すべて無窓階に該当しない整理	〃	
6	漏電火災報知器	—	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	上駅：鉄網入りの壁や床で、契約電流容量が50Aを超える場合は必要。 下駅：鉄網入りの壁や床で、契約電流容量が50Aを超える場合は必要。 立体駐車場：不要	すべて無窓階に該当しない整理	〃	
7	非常警報器具設備	—	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	上駅：自動火災報知設備が設置されるため不要。 下駅：収容人員が50人以上で非常警報設備が必要。 立体駐車場：自動火災報知設備が設置されるため不要。 消防機関へ通報する火災報知設備は必要。	すべて無窓階に該当しない整理	〃	
8	避難器具	—	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	上駅：不要 下駅：不要 立体駐車場：不要	すべて無窓階に該当しない整理	〃	
9	誘導灯及び誘導標識	—	屋内展望施設上駅 下駅 立体駐車場	上駅：主要な出入口が見通すことができる場合は不要。 下駅：不要。 駐車場：不要	すべて無窓階に該当しない整理	〃	
10	無窓階判定	—	屋内展望施設上駅	有効な開口部判定のガラスは使用しない計画 出入口部についてはフロート6＋6の合わせガラスを計画。出入口部についてはオートドアであるが、サムターンで開錠できるその場合有窓と扱える		〃	飲食店階は、無窓階として整理
11	消防用設備	図表2	屋内展望施設上駅	3項口部分の基準面積は図面上カフェエリアに限るため、450㎡以下と考える。残りのエリアが15項と考える。 共用部分（トイレなど）については按分する。	適用	〃	
12	消防用設備	図表2	屋内展望施設上駅 下駅	屋外の庇部分について、建築基準法による床面積が生じない部分については面積対象外		〃	
13	室内屋内消火栓	—	屋内展望施設上駅	3項口部分の基準面積は450㎡以下より耐火構造かつ内装制限を設ければ不要	適用	〃	
14	室内屋内消火栓	—	屋内展望施設上駅	無窓階である場合、パッケージ型消火設備は使用不可		〃	
15	漏電火災報知器	—		不要		〃	
16	消防用設備	図表2	立体駐車場	駐車場の水噴霧消火設備ですが、開放性（例：外壁の1/2以上開放）があれば、移動式粉末消火設備とする。	適用	〃	

■下駅の外装デザイン・内装デザイン

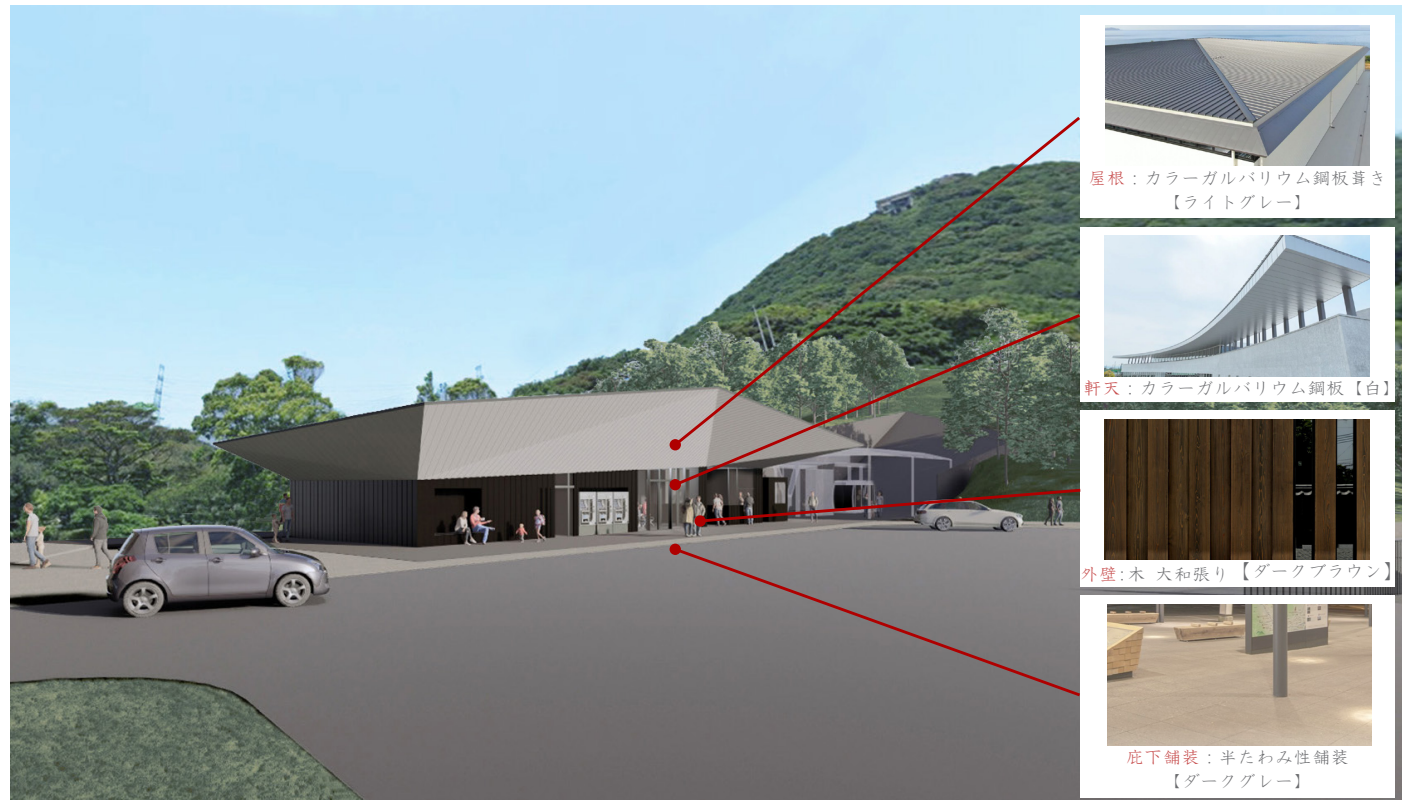


チューリップ園側からの VIEW：山頂への期待感を高める上駅と調和した外観デザインとします。

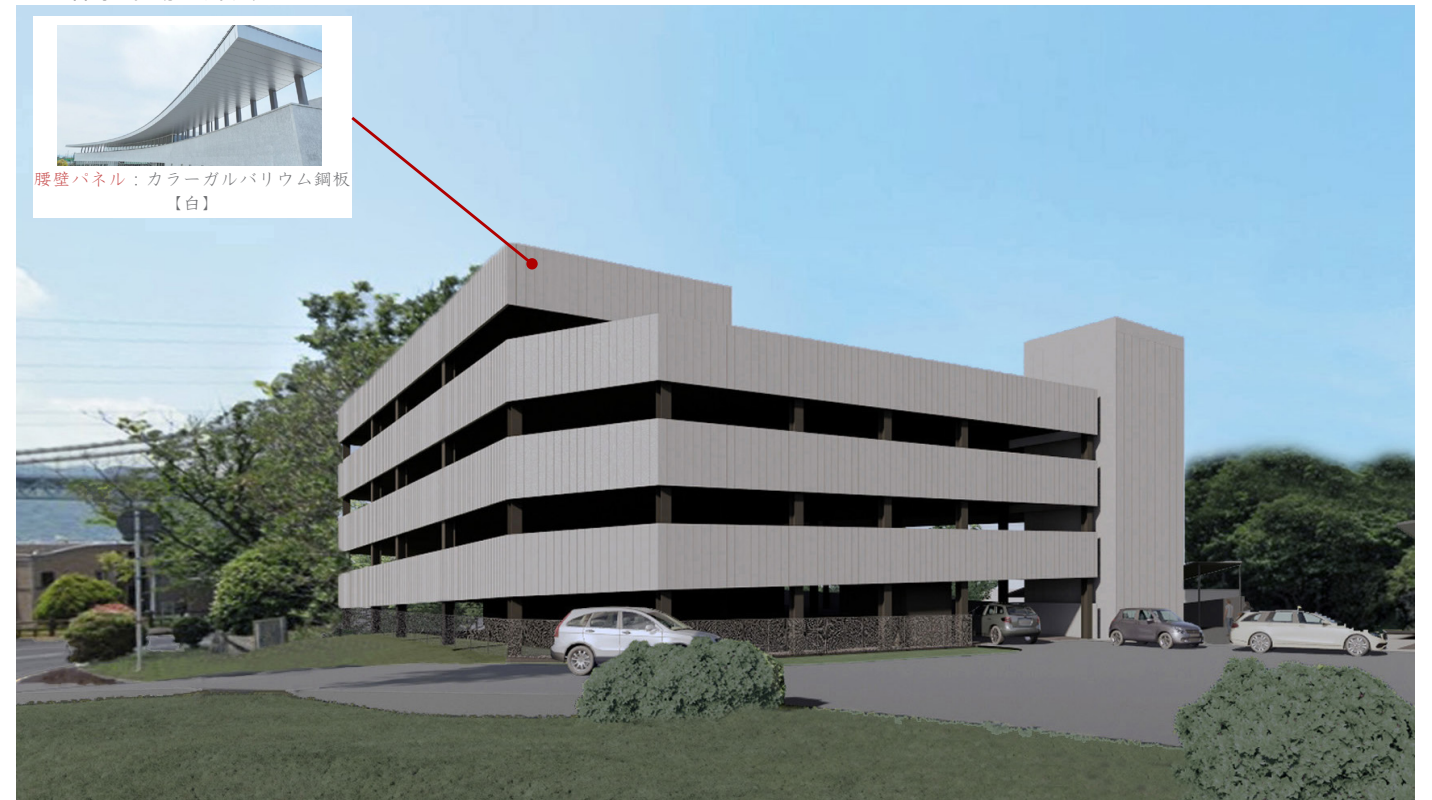


待合室からの VIEW：上駅と調和した周囲の自然に溶け込む素材とします。

■立体駐車場の外装デザイン

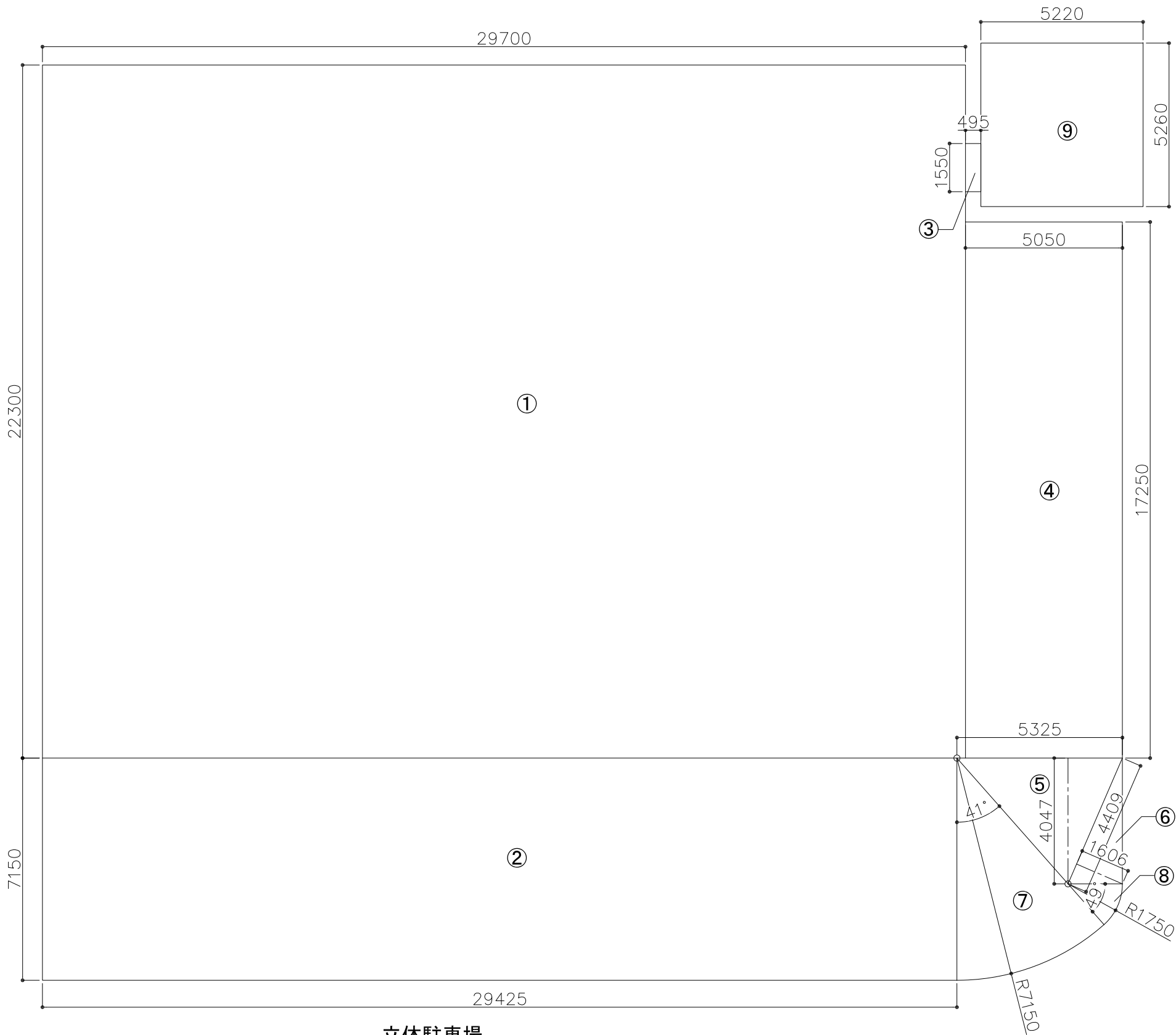


駐車場入口側からの VIEW：周囲の景色と調和した木材を用いた外装デザインとします。



交通広場からの VIEW：下駅同様の外装材を用い、周囲と調和しながら意匠性を高めたデザインとします。

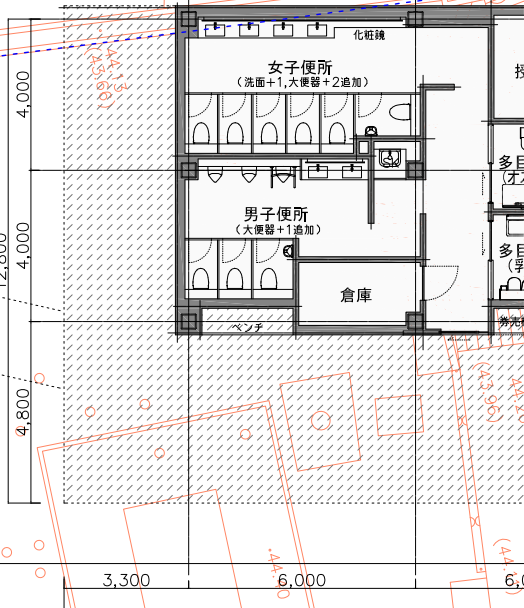
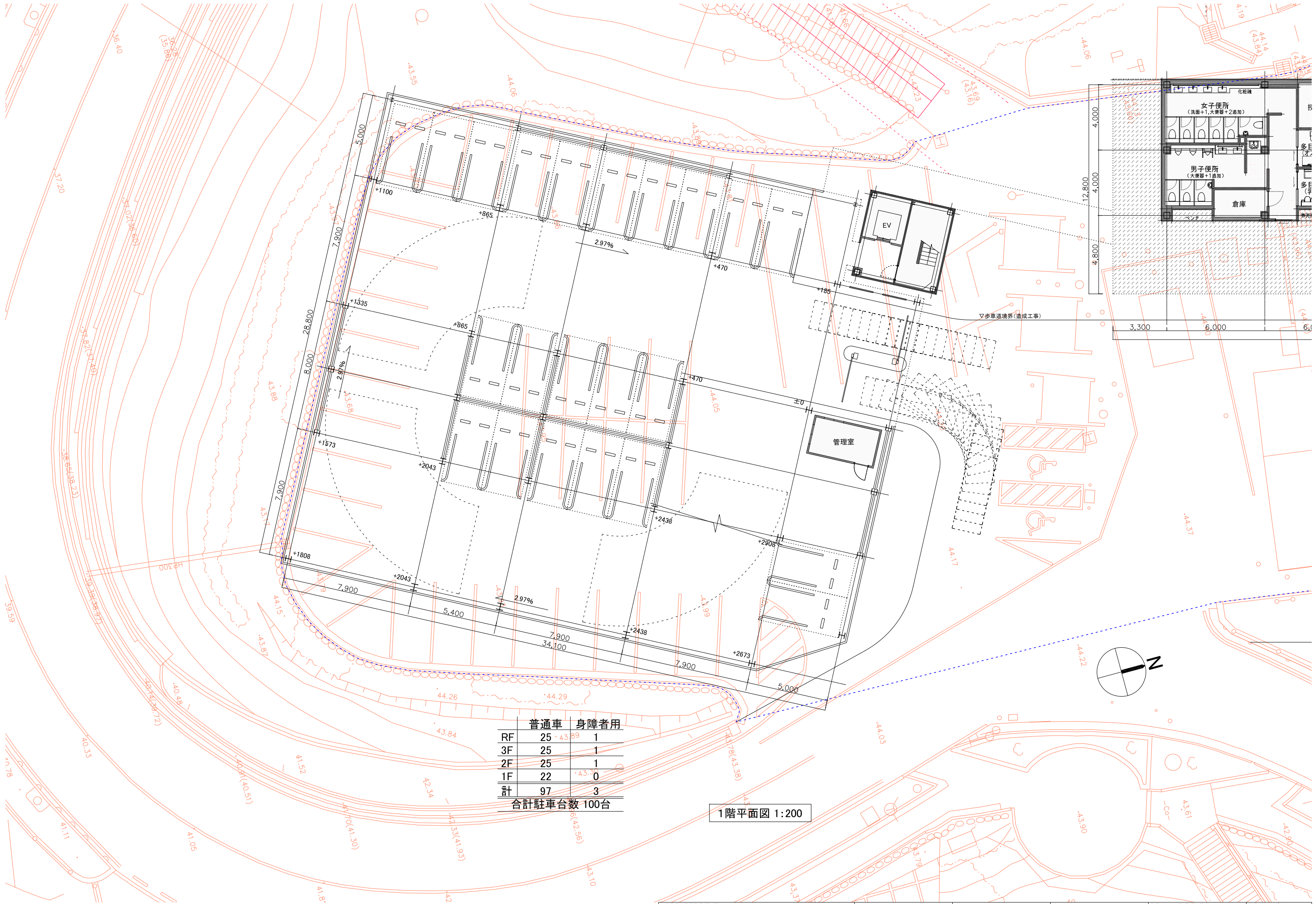
基本設計図 山麓駐車場



立体駐車場
1～3、R階平面図 兼 建築図

1～3階、R階床面積求積表 兼 建築面積求積表						面積 (㎡)
立体駐車場	1	29700.000	x	22300.000	=	662.31
	2	29425.000	x	7150.000	=	210.38875
	3	495.000	x	1550.000	=	0.76725
	4	5050.000	x	17250.000	=	87.1125
	5	5325.000	x	4047.000	x 0.5	= 10.7751375
	6	4409.000	x	1606.000	x 0.5	= 3.540427
	7	7150.000 ² x3.14	x	41.000 / 360.0	=	18.2912469
	8	1750.000 ² x3.14	x	49.000 / 360.0	=	1.30954235
	小計					994.49
EV	9	5220.000	x	5260.000	=	27.45
合計					小数点2以下切り捨て	1021.94

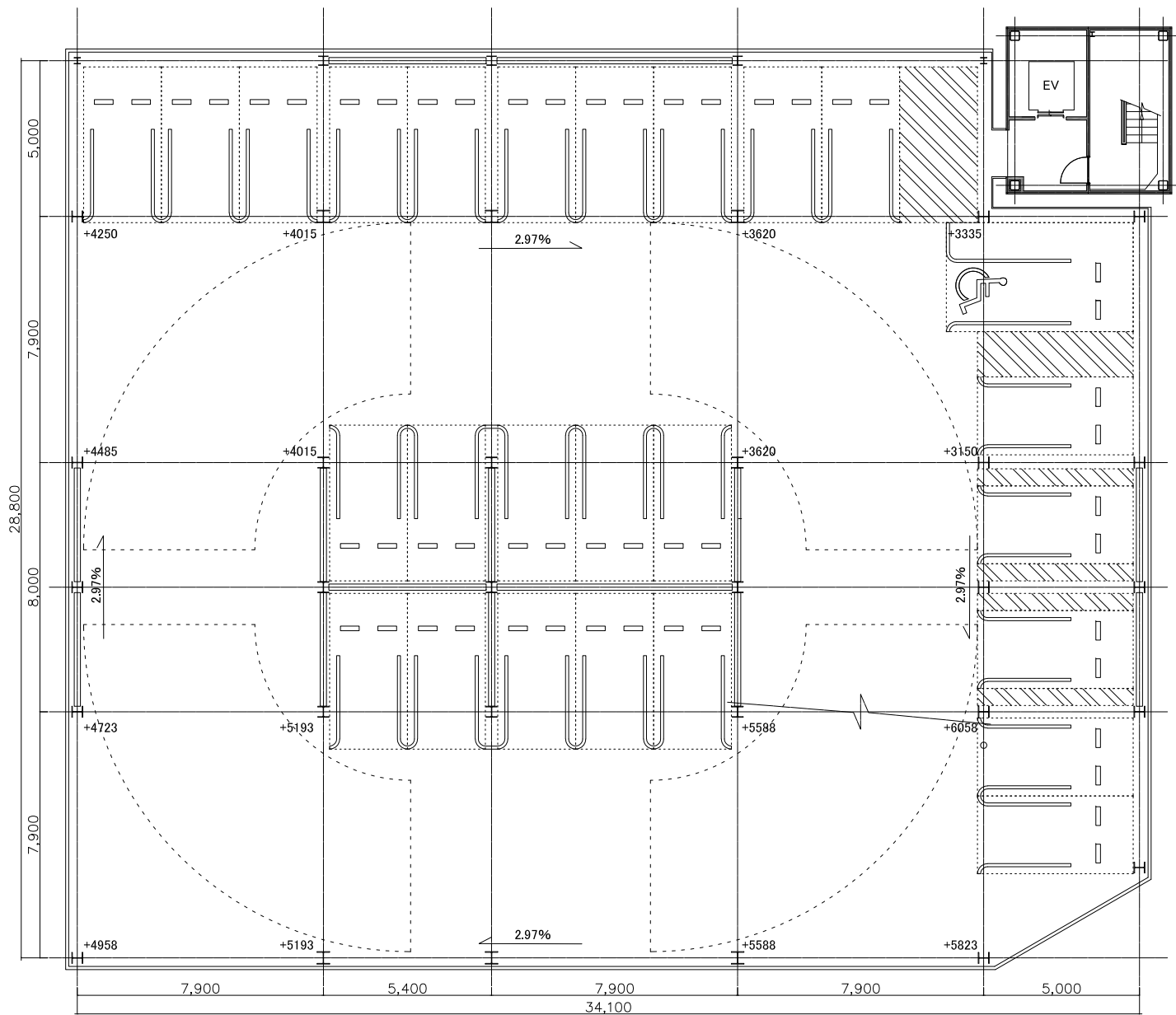
延べ面積	面積 (㎡)
R階床面積	1021.94
3階床面積	1021.94
2階床面積	1021.94
1階床面積	1021.94
合計	4087.76



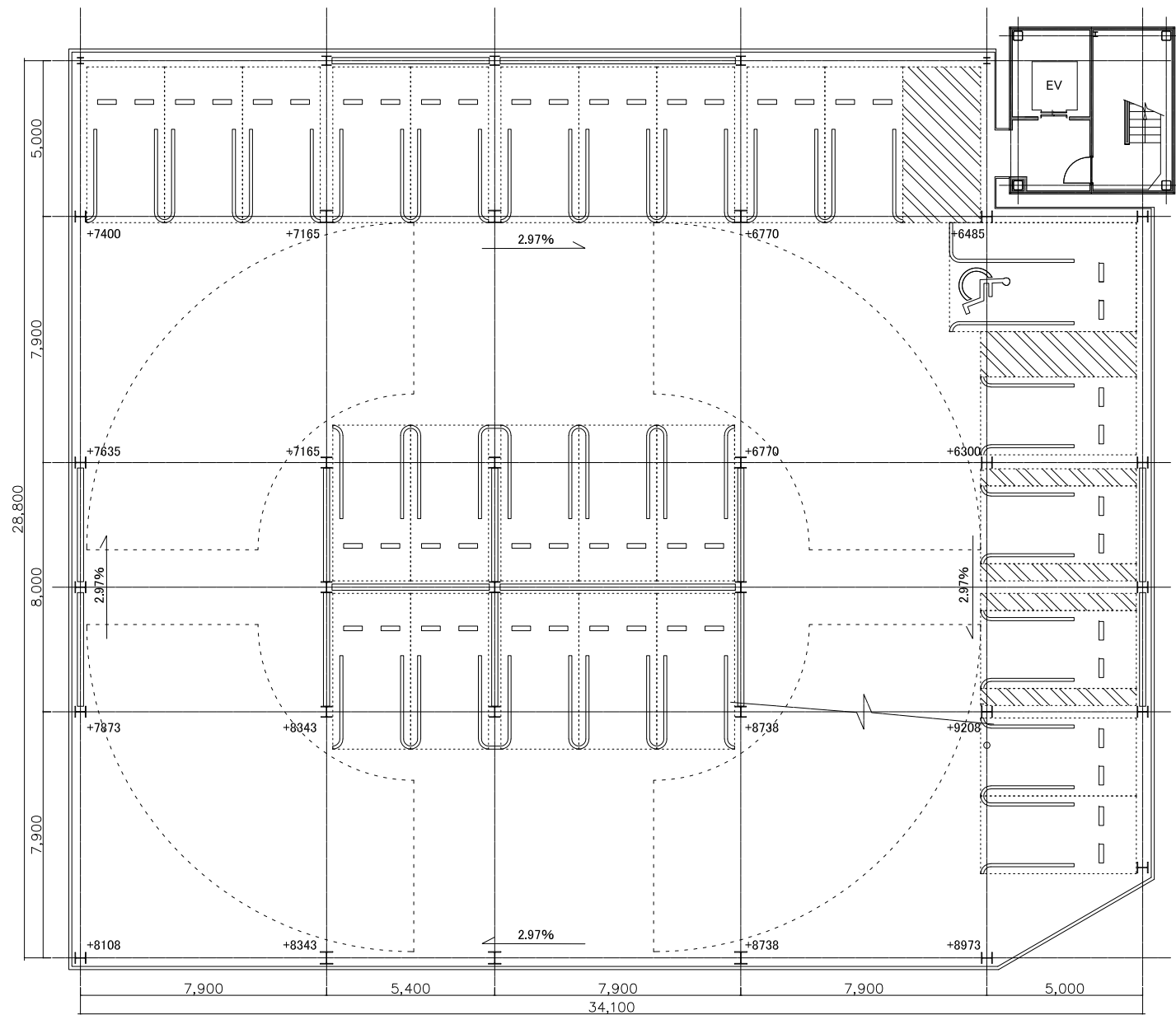
	普通車	身障者用
RF	25	1
3F	25	1
2F	25	1
1F	22	0
計	97	3

合計駐車台数 100台

1階平面図 1:200

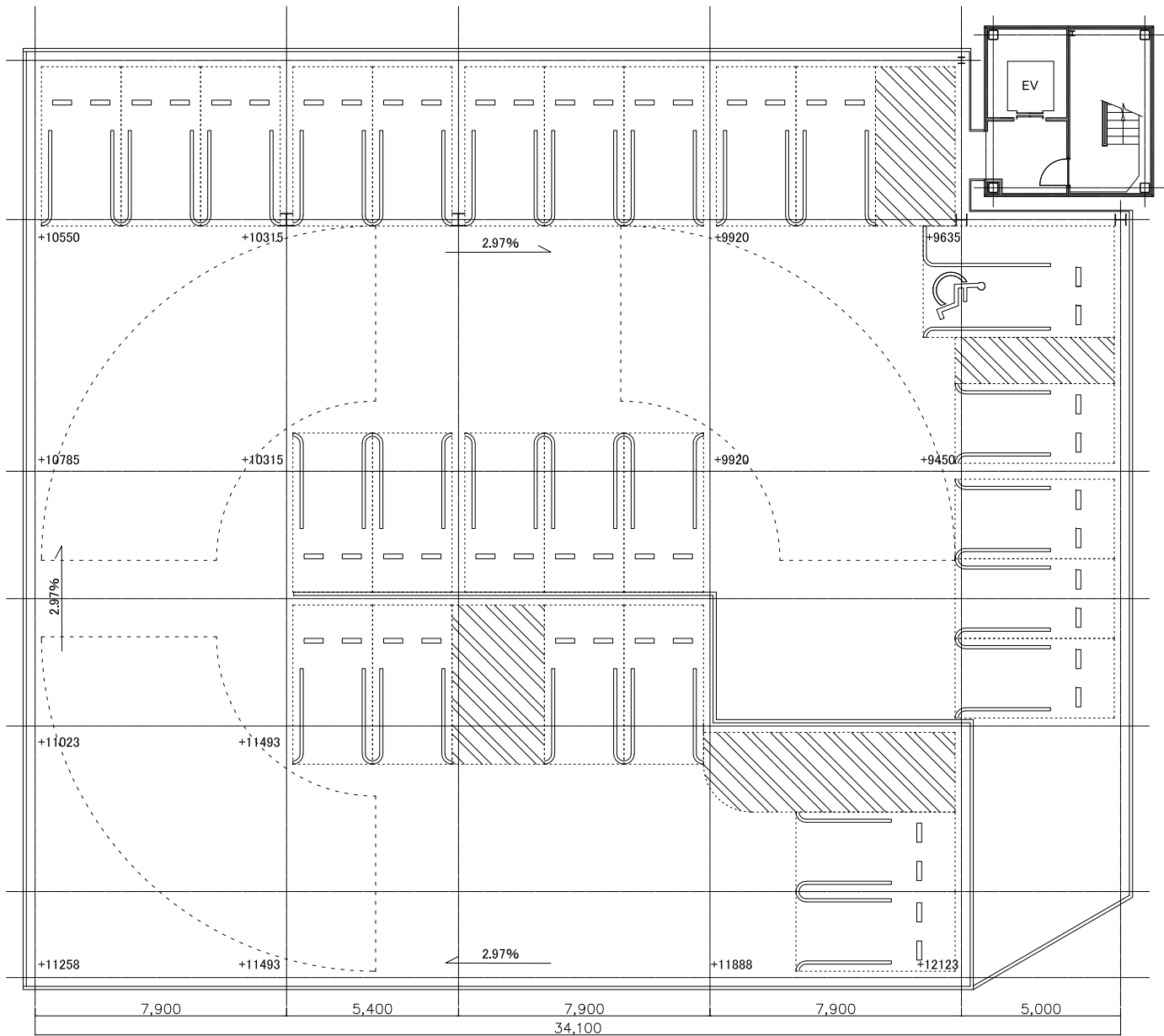


2階平面図 1:200

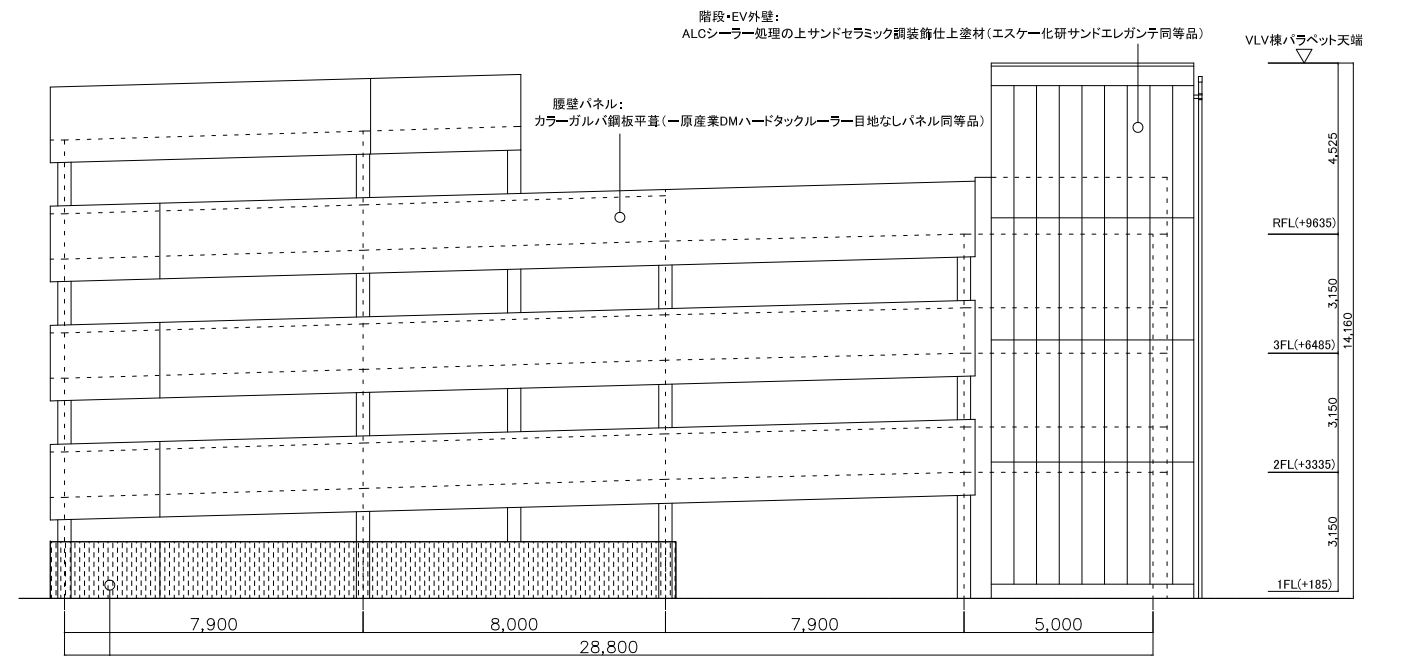


3階平面図 1:200

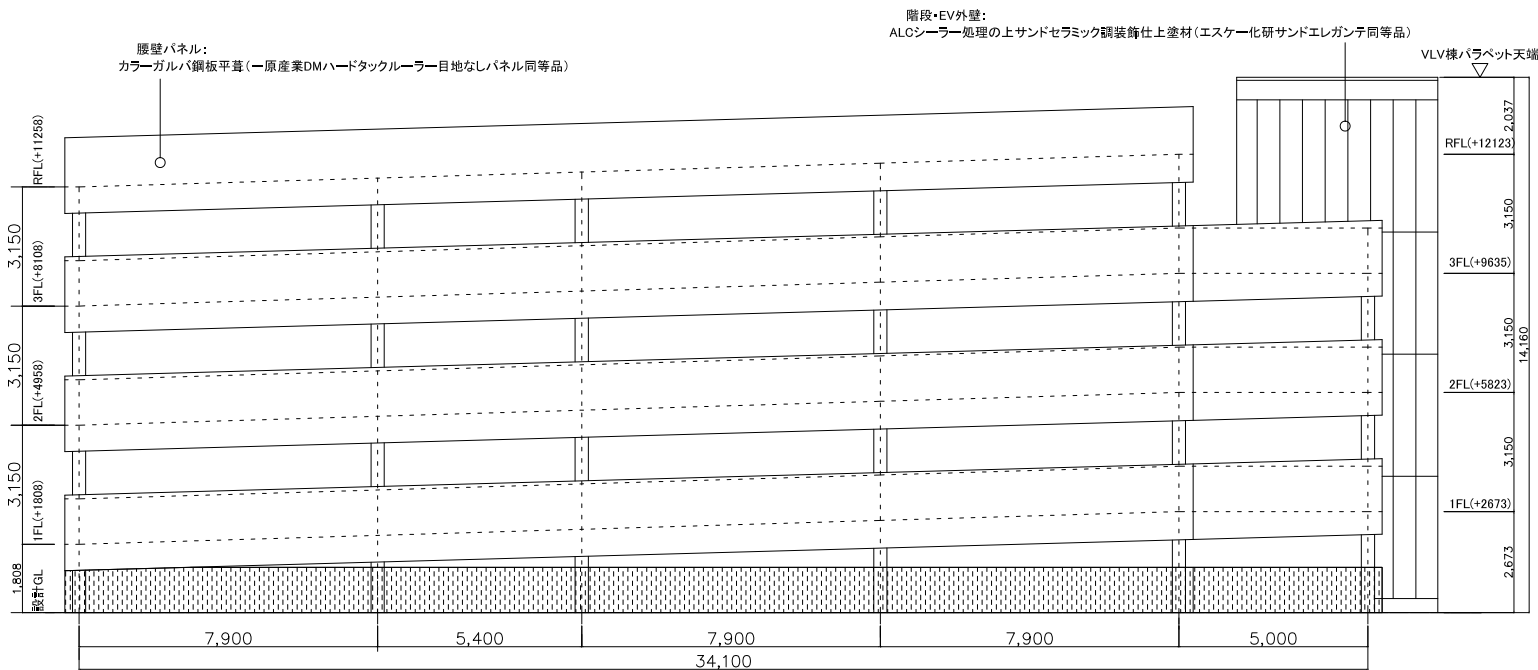
PROJECT TITLE 火の山屋内展望施設等新築設計業務 KENGO KUMA & ASSOCIATES 隈研吾建築都市設計事務所	一級建築士事務所 東京都知事登録第32752号 一級建築士登録第359655号 坂本英史			DRAWING TITLE 立駐2・3階平面図	DRAWING No. P02
				SCALE 1/200	2024.10.02



R階平面図 1:200



北立面図 1:200



東立面図 1:200

PROJECT TITLE 火の山屋内展望施設等新築設計業務 KENGO KUMA & ASSOCIATES 隈研吾建築都市設計事務所	一級建築士事務所 東京都知事登録第32752号 一級建築士登録第359655号 坂本英史			DRAWING TITLE 立駐R階平面図・立面図	DRAWING No. P03
				SCALE 1/200	2024.10.02